

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程を次のとおり改正する。

現行		改正案		備考
国立大学法人東京農工大学職員表彰規程 平成16年4月7日 18 経教 規程第36号  第1条～第7条 省略  第8条 省略  附 則 省略  別表第1 省略 別表第2（第3条関係）		第1条～第7条 省略（現行どおり）  <u>（リフレッシュのための休暇取得）</u> 第7条の2 第2条第1項第1号に規定する表彰を受けた者は、心身のリフレッシュのため、年次休暇の活用により、当該表彰状授与式実施日の翌日から1年以内における、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間、休暇を取得することができる。  第8条 省略（現行どおり）  附 則 省略（現行どおり）  別表第1 省略（現行どおり） 別表第2（第3条関係）		
第 1 欄	第 2 欄	第 1 欄	第 2 欄	
本部	総括本部長	本部	総括本部長	
共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長	工学研究院	工学研究院長	
工学府	工学府長	農学研究院	農学研究院長	
農学府	農学府長	工学府	工学府長	
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	農学府	農学府長	
連合農学研究科	連合農学研究科長	生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	
技術経営研究科	技術経営研究科長	連合農学研究科	連合農学研究科長	
図書館	図書館長	技術経営研究科	技術経営研究科長	
大学教育センター	大学教育センター長	図書館	図書館長	
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	大学教育センター	大学教育センター長	

国際センター	国際センター長	産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	
保健管理センター	保健管理センター所長	国際センター	国際センター長	
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	保健管理センター	保健管理センター所長	
学術研究支援総合センター	学術研究総合支援センター長	総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	
科学博物館	科学博物館長	学術研究支援総合センター	学術研究総合支援センター長	
環境安全管理センター	環境安全管理センター長	科学博物館	科学博物館長	
放射線研究室	放射線研究室長	環境安全管理センター	環境安全管理センター長	
		放射線研究室	放射線研究室長	
別紙様式 省略		別紙様式 省略（現行どおり）		

附 則（ 2 2 教規程第 2 3 号 ）

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。